

新旧対比表

改正前	改正後	改正内容／理由
別冊 1 契 約 条 件 (適用及び範囲) 第1条 本契約条件は、日本原燃株式会社（以下「発注者」という。）と契約先（以下「受注者」という。）が締結する購買、工事請負、業務委託（輸送請負を含む）の各契約（以下「本契約」という。）の基本事項について定めるものであり、本契約に係る仕様および目的をはじめとする諸条件は、本契約条件に定めるほか見積依頼書、注文書または仕様書その他添付書類（以下「仕様書等」という。）によるものとする。 2 本契約条件は、2024年3月29日以降の見積依頼分（指値通知含む）より適用する。ただし、同日より前に契約締結済の個別契約が継続・追加・変更等される場合は、従前の契約条件を適用する。 3 受注者が共同企業体である場合は、別紙に定めた義務を負うものとする。 4 本契約条件の各条項と仕様書等の規定が競合するときは、本契約条件の各条項において仕様書等を優先する規定がある場合を除き、本契約条件を優先させる。 5 注文書記載の本体価格の内訳を設定する場合は、別に定めるところによる。 (受注者の心構えおよび報告事項) 第2条 受注者は、発注者が原子燃料サイクル施設の事業者として、人身の安全、施設事故の防止、公害の防除および環境の保全につき重大な社会的責任を負うことを認識し、受注者自ら本契約を通じて発注者の上記責任の一端をになう心構えをもって、その履行に万全を期すものとする。 2 受注者は、本契約において、事故・不具合等が発生した場合、直ちにその内容を発注者（調達室および実施主管箇所）に報告するとともに、迅速かつ適切な対応をするものとする。 (関係法令の遵守) 第3条 受注者は、本契約の履行にあたって諸法令、諸基準および官公署の許認可条件・指示事項等の他、発注者が定める仕様書等について、これを熟知し遵守（準拠）しなければならない。 (反社会的勢力の排除) 第4条 受注者は、自らおよび自己の履行補助者（本契約の履行のために利用する者をいい、個人か法人かを問わない。以下、同じ。）が、現時点および将来にわたって、次の各号の一に該当しないことを確約する。 (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下、あわせて「反社会的勢力」という。）であること。 (2) 反社会的勢力が、実質的に経営を支配または経営に関与していること。 (3) 反社会的勢力を利用していること。 (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていること。 (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。 2 受注者は、自らおよび自己の履行補助者が、自らまたは第三者を利用して、相手方に対し、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞を用いる行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、信用を毀損または業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為をしないことを確約する。 3 受注者は、自らおよび自己の履行補助者が反社会的勢力による不当要求または業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合には、断固としてこれを拒否し、または履行補助者をして断固としてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で、速やかに発注者に報告し、発注者の捜査機関への通報に必要な協力を行うものとする。 4 受注者は、自己の履行補助者が第1項または第1項に該当することが判明した場合には、直ちに当該履行補助者との間の契約を解除し、または契約解除のための措置をとるものとする。 5 発注者は、受注者が前項のいずれかに違反した場合には、何らの通告、催告を要せず、直ちに本契約の	別冊 1 契 約 条 件 (適用及び範囲) 第1条 本契約条件は、日本原燃株式会社（以下「発注者」という。）と契約先（以下「受注者」という。）が締結する購買、工事請負、業務委託（輸送請負を含む）の各契約（以下「本契約」という。）の基本事項について定めるものであり、本契約に係る仕様および目的をはじめとする諸条件は、本契約条件に定めるほか見積依頼書、注文書または仕様書その他添付書類（以下「仕様書等」という。）によるものとする。 2 本契約条件は、2025年10月6日以降の見積依頼分（指値通知含む）より適用する。ただし、同日より前に契約締結済の個別契約が継続・追加・変更等される場合は、従前の契約条件を適用する。 3 受注者が共同企業体である場合は、別紙に定めた義務を負うものとする。 4 本契約条件の各条項と仕様書等の規定が競合するときは、本契約条件の各条項において仕様書等を優先する規定がある場合を除き、本契約条件を優先させる。 5 注文書記載の本体価格の内訳を設定する場合は、別に定めるところによる。 (受注者の心構えおよび報告事項) 第2条 受注者は、発注者が原子燃料サイクル施設の事業者として、人身の安全、施設事故の防止、公害の防除および環境の保全につき重大な社会的責任を負うことを認識し、受注者自ら本契約を通じて発注者の上記責任の一端をになう心構えをもって、その履行に万全を期すものとする。 2 受注者は、本契約において、事故・不具合等が発生した場合、直ちにその内容を発注者（調達室および実施主管箇所）に報告するとともに、迅速かつ適切な対応をするものとする。 (関係法令の遵守) 第3条 受注者は、本契約の履行にあたって諸法令、諸基準および官公署の許認可条件・指示事項等の他、発注者が定める仕様書等について、これを熟知し遵守（準拠）しなければならない。 (反社会的勢力の排除) 第4条 受注者は、自らおよび自己の履行補助者（本契約の履行のために利用する者をいい、個人か法人かを問わない。以下、同じ。）が、現時点および将来にわたって、次の各号の一に該当しないことを確約する。 (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下、あわせて「反社会的勢力」という。）であること。 (2) 反社会的勢力が、実質的に経営を支配または経営に関与していること。 (3) 反社会的勢力を利用していること。 (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていること。 (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。 2 受注者は、自らおよび自己の履行補助者が、自らまたは第三者を利用して、相手方に対し、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞を用いる行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、信用を毀損または業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為をしないことを確約する。 3 受注者は、自らおよび自己の履行補助者が反社会的勢力による不当要求または業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合には、断固としてこれを拒否し、または履行補助者をして断固としてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で、速やかに発注者に報告し、発注者の捜査機関への通報に必要な協力を行うものとする。 4 受注者は、自己の履行補助者が第1項に該当すること、または第2項に係る行為を行ったことが判明した場合には、直ちに当該履行補助者との間の契約を解除し、または契約解除のための措置をとるものとする。 5 発注者は、受注者が前項のいずれかに違反した場合には、何らの通告、催告を要せず、直ちに本契約の	・契約条件適用日の更新 ・誤記修正。(CR1680096 による対応)